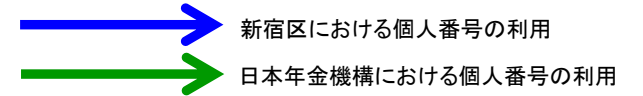


国民年金事務における個人番号利用について

(資料23-3)



1 個人番号利用スケジュール

項番	手続き名等	平成28年			平成29年			
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1	「年金相談・照会事務」での個人番号利用 ※新宿区	区市町村では個人番号を利用可能とされていたが、日本年金機構の動向に合わせ、利用をしていなかった期間			→			
	「年金相談・照会事務」での個人番号利用 ※日本年金機構	■			→			
2	「年金給付に関する事務」での個人番号利用	■			■			→

項番	手続き名等	平成29年			平成30年			
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
3	「年金資格に関する届出」及び「保険料法定免除に関する届出」での個人番号利用	■			→			
		■			3月からの個人番号利用による連携開始のため、1月から試験稼働			

2 個人番号利用詳細

日本年金機構では事務分野ごとに、順番に個人番号利用を開始する方針が明かされている。

1	「年金相談・照会事務」	相談者より提示された個人番号をKEY情報に、年金情報を検索し、相談及び年金記録照会を行う事務を指す。区市町村の自庁内において、平成28年1月から、当該事務での個人番号利用が可能とされていたが、日本年金機構の動向に合わせ、平成29年1月より個人番号利用を開始する。
2	「年金給付に関する事務」 (年金請求受付等)	年金請求者の個人番号が記載された年金請求書等を受理・受領する事務を指す。平成29年4月から利用を開始する。現在、請求書に住民票コードを記載することで、戸籍抄本等の添付書類を省略できるが、平成29年4月以降は個人番号を記載することでも同様の取扱いが可能となる。
3	「年金資格に関する事務」及び「保険料免除に関する事務」	被保険者の個人番号が記載された資格関係届出書・免除申請書等を受理・受領する事務を指す。現在、被保険者は基礎年金番号を記載して届出等を行うとされるが、代わりに個人番号を記載して届出することも可能とする予定。利用開始時期は平成30年3月を予定

※項番3において、届出書等への記載事項は基礎年金番号又は個人番号のどちらでも手続きできるよう主務省令を改正予定